

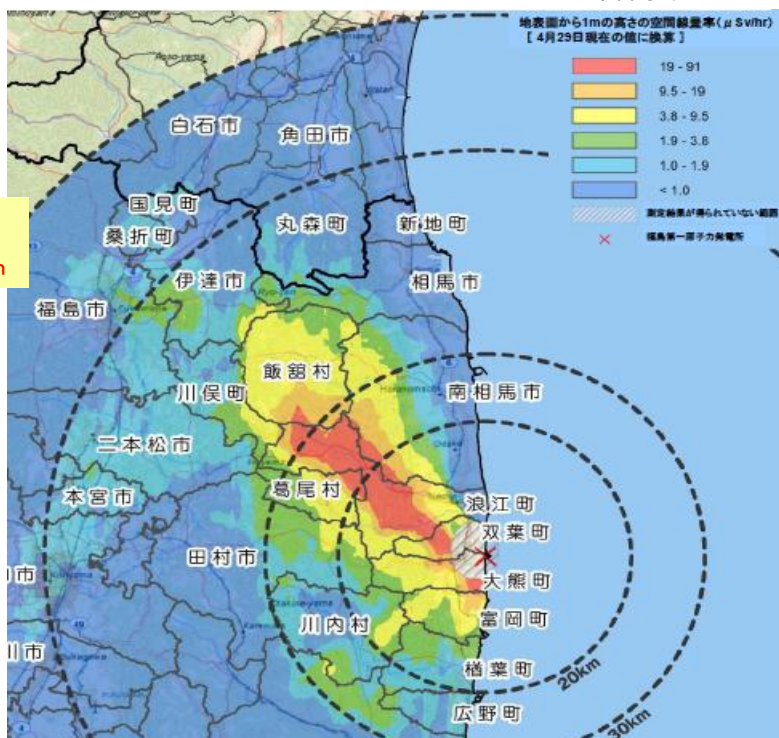
Ⅲ 原発事故の状況及び対応

1 原子力災害の状況

線量測定マップ

文部科学省 HP

第一原発からの距離
福島市役所 約62km



(1) 経過 3/11～17

3月11日(金)

- 14:46 東北地方太平洋沖地震発生
- 15:37 福島第一原子力発電所で電源喪失
- 19:03 第一原発に原子力緊急事態宣言発令
- 21:23 第一原発半径 3km 圏内に避難指示(5,862 人)、3～10km 圏内住民：屋内退避指示

3月12日(土)

- 5:44 第一原発半径 10km 圏内に避難指示(51,207 人)
- 7:45 第二原発に原子力緊急事態宣言発令
- 7:45 第二原発半径 3km 圏内に避難指示(8,049 人)、3～10km 圏内住民に屋内退避指示
- 15:36 頃 **第一原発 1 号機で水素爆発** 東電試算 (H24)：13 万テラベクレル放出
- 17:39 第二原発半径 10km 圏内に避難指示(32,426 人)
- 18:25 第一原発半径 20km 圏内に避難指示(約 8 万人)

3月13日(日)

3月14日(月)

- 11:01 頃 **第一原発 3 号機で水素爆発** 東電試算 (H24)：32 万テラベクレル放出

3月15日(火)

- 6:10 頃 **第一原発 2 号機で爆発音** 東電試算 (H24)：36 万テラベクレル放出
- 6:15 頃 **第一原発 4 号機で水素爆発** 東電試算 (H24)：放出なし

- 11:00 第一原発半径 20～30km 圏内に屋内退避指示(14 万人)

- 18:40 福島市の放射線の最大値 24.24 μSv/h を記録(県北保健福祉事務所) <資料13参照>

3月16日(水)

3月17日(木)

放水車、ヘリコプター、消防車による 3 号機への放水、散水

(2) 警戒区域等の設定

《平成 23 年 4 月 22 日原子力災害対策特別措置法に基づき設定》

◇警戒区域

- ・福島第一原発から 20km 圏内
- ・双葉町、大熊町、富岡町、南相馬市の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、田村市の一部、川内村の一部、楡葉町の一部

◇緊急時避難準備区域

- ・政府が住民に対していつでも屋内退避や避難が行えるように準備しておくことを求めた区域
- ・広野町、楡葉町の一部、川内村の一部、田村市の一部、南相馬市の一部

◇計画的避難区域

- ・政府が住民に対して区域の指定から約 1 ヶ月の間に避難のため立ち退くことを求めた区域
- ・20km 以遠で居住し続けた場合に 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトに達する恐れがある区域
- ・飯館村、浪江町の一部、葛尾村の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部

《平成 23 年 6 月 16 日原子力災害対策本部が指定》

◇特定避難勧奨地点

- ・政府が住民の避難を支援する特定の場所
- ・ホットスポット、1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される場所を住居単位で指定
- ・伊達市：月舘町月舘、霊山町石田、霊山町上小国、霊山町下小国
- ・南相馬市：原町区片倉、原町区馬場、原町区押釜、原町区高倉、原町区大谷、原町区大原、鹿島区榑原



《平成 23 年 12 月 26 日政府原子力災害対策本部が示した新たな区域設定》

◆避難指示解除準備区域

- ・年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下の地域
- ・通過交通や住民の一時帰宅、事業再開等が可能（宿泊は禁止）

◆居住制限区域

- ・年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれのある地域
- ・通過交通や住民の一時帰宅、インフラ復旧等のための立入りが可能だが不要不急の立入りは控える

◆帰還困難区域

- ・現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域
- ・避難の徹底を求める一方、可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施